

|    | 質問   | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | 充電式電池の収集や使い捨ての電池、充電式電池が取り外せない小型家電の分別変更や開始時期について  | 令和6年10月から以下のとおり分別を変更します。<br>・充電式電池：適正処理困難物→危険ごみ<br>・使い捨ての電池：こわすごみ→危険ごみ<br>※水銀使用の電池は従来から危険ごみ<br>・充電式電池が取り外せない小型家電：こわすごみ→危険ごみ  |
| 2  | 充電式電池の収集開始や使い捨ての電池及び充電式電池が取り外せない小型家電の分別変更の理由について | 廃棄及び分別における利便性向上やごみ収集車等の火災防止のため。  |
| 3  | 充電式電池について  | 充電すれば繰り返し使える電池のことで、いわゆる二次電池のこと（ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池）<br>例：モバイルバッテリー、デジタルカメラ・コードレス掃除機・電動工具・電動アシスト自転車等に使用されているバッテリー、ポータブル電源 など<br>※自動車用バッテリー等の鉛蓄電池は除く  |
| 4  | 使い捨ての電池について                                      | 使い切りの電池のことで、いわゆる一次電池のこと<br>例：アルカリ・マンガン乾電池、ボタン電池 など<br>※水銀使用・不使用に関わらず   |
| 5  | 充電式電池が取り外せない小型家電について                             | 掃除機・タブレット端末・携帯電話等の充電式電池が内蔵されており容易に取り出せない小型家電（60cm未満）のこと<br>例：携帯ゲーム機、スマートフォン、タブレット端末、充電式懐中電灯（ライト）、ソーラー充電式ライト、電子たばこ（加熱式たばこ）、電気シェーバー、電動歯ブラシ、ハンディクリーナー、ハンディ扇風機、ロボット掃除機、ワイヤレスイヤホン、ワイヤレスコントローラー など<br>※そのほか充電機能がある小型家電<br>※パソコンは除く   |
| 6  | こわすごみ・危険ごみの出し方について                               | □こわすごみ<br>60cm未満の小型家電類（充電式電池が取り外せない小型家電を除く）やその他120cm未満の日用品類を指定ごみ袋に入れて収集日にごみステーションへ持ち出す又は、資源化センター等へ持込み<br>□危険ごみ<br>以下の分類に分け、透明又は半透明の袋に入れて収集日にごみステーションへ持ち出す又は、資源化センター等へ持込み<br>A：蛍光管、有水銀類<br>B：ガスライター、スプレー缶、針類、刃物類<br>C：充電式電池、使い捨ての電池、充電式電池が取り外せない小型家電（60cm未満）<br>※水銀使用の電池は「C：使い捨ての電池」へ<br>※充電式電池が取り外せる家電製品は、充電式電池と本体を分けて、充電式電池は「危険ごみ」、本体は「こわすごみ」又は「大きなごみ」へ |
| 7  | 小型家電回収拠点への持込みについて                                | 小型家電について、充電式電池が取り外せる・外せないにかかわらず、引き続き回収拠点に持ち込むことができます。持込可能なサイズや回収拠点については、豊橋市ホームページ（ <a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/l3600.htm">https://www.city.toyohashi.lg.jp/l3600.htm</a> ）をご確認ください   |
| 8  | （一社）JBRCリサイクル協力店への充電式電池の持込みについて                  | （一社）JBRCの回収対象電池については、引き続きリサイクル協力店への持込みをお願いいたします。<br>回収対象電池及びリサイクル協力店については、（一社）JBRCホームページ（ <a href="https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/">https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/</a> ）をご確認ください。<br>回収対象外電池の例：JBRC会員以外の充電式電池、解体された電池パック、破損電池、膨張や水濡れした電池 など   |
| 9  | 充電式電池等の処理方法について                                  | 委託業者により適切に処理されます。  |
| 10 | 事業で使用していた充電式電池の処分について                            | 事業で使用していた充電式電池について、市では収集・処理できません。処分を希望する場合は、豊橋市ホームページ（ <a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/50650.htm">https://www.city.toyohashi.lg.jp/50650.htm</a> ）をご確認ください。  |